

# 紀の川市人権施策基本方針

## 概要版

一人権を尊重し、思いやり、たすけあい、  
笑顔とあいさつで和を広めますー



紀の川市

# 「紀の川市人権施策基本方針」策定の趣旨

本市は、平成17年11月に5町合併により誕生しました。合併後は、市民憲章を定め、市民とともに人権尊重のまちづくりに努めています。平成18年12月には「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を定め、この条例に基づき、人権推進施策を総合的に進める基本指針として、「紀の川市人権施策基本方針」を策定しました。今後は、市民一人ひとりが人権を自分の問題としてとらえ、人権尊重に関する正しい知識を身につけ、すべての人権が尊重される社会の実現に向けて、人権施策の推進に努めます。

## ● 紀の川市の人権行政が目指す姿

紀の川市の役割は、市民に最も身近な存在として、「日本国憲法」をはじめ、さまざまな法律によって保障されている権利を守っていく必要があります。

市民が人間として幸せに生きていくための権利を保障するため、住環境の改善や職業の斡旋、教育制度の充実、最低限の生活保障などさまざまなサービスを提供することで、権利の確保に努めています。行政運営に関わるすべての人々が、人権尊重の視点から日々取り組んでいくことが、紀の川市が目指す人権行政の目標です。

## ● 人権尊重のまちづくりの基本理念

紀の川市民は、世界人権宣言の理念や日本国憲法に定める「基本的人権の尊重」の精神に基づいて、「基本的人権の尊重と真に自由で明るく差別のない社会の確立」を目指してきました。

そこで、「紀の川市民憲章」や「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」の目的を実現していくために、家庭、学校、地域、職場等、生涯を通じて人権尊重に対する理解を深め、自らの人権行使すべきであるとの自覚を促す必要があります。

このような認識に立ち、人権に対する取り組みを市民との協働によって実現し、「**人権という普遍的な文化が根付いた、平和で明るく豊かな社会をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれたまちの構築を図る**」ことを基本理念とします。

## ● 人権教育・啓発の推進

人権感覚に満ちあふれたまちを実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解することが必要です。幼児から高齢者まで幅広い層を対象として、家庭、学校、地域、職場等、社会のあらゆる場において、人権教育・啓発活動が実施されるよう、市民と協働で人権教育・啓発の活性化に努めます。

### 人権教育・啓発の目標

- ①人権の基本理念に対する理解を深め、人権感覚を育てます。
- ②一人ひとりが持つ可能性を発展させ、自己実現できる態度を育てます。
- ③他者の立場になって考え、自ら行動できる態度を身につけます。
- ④一人ひとりが自発的に学ぶことを促し、その学習環境づくりを充実します。

### 人権教育の基本的な取り組み

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、家庭教育や学校教育、社会教育と連携を図りながら実施していきます。

#### ①家庭における人権教育

家庭は、人間形成を図る上で重要な役割を果たす場です。特に乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていく上で最も重要な時期です。子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かしながら他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるように、情報提供や各種相談体制の充実など、子育て支援体制を強化します。

#### ②就学前教育・学校における人権教育

幼稚園・保育所では、いのちの大切さや相手を理解してお互いを大切に思う気持ちを育み、子育てに関わる情報や保護者への相談活動を充実し、子育て支援に努めます。

小・中学校から高等学校においては、児童生徒の自尊感情を高め、他者を尊重し互いの違いを認め合い、人権に関する知識を深め豊かな感性を育む必要があります。

また、児童生徒の実態や発達段階を踏まえ、系統的・発展的な学習を発展させるとともに、関係機関・団体等と連携し、家庭・地域の理解と協力を得ながら教育活動を展開していきます。

### ③社会教育としての人権教育

市民一人ひとりが、各種の学習機会をとおして人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常の生活に実現していくことができるよう、学習機会の充実や情報の提供など、生涯学習の視点に立って学習環境づくりに努めます。また、まちづくりの活動と関連させながら、それぞれの実情に応じた効果ある人権教育の具体化を図っていきます。

## 人権啓発の基本的な取り組み

### ①市民全般を対象とした人権啓発

市民全般を対象とした人権意識の高揚が図られるよう、県や関係機関と連携しながら人権啓発推進課が中心となって、人権に関する情報の収集や発信、啓発資料の募集・作成、各種の研修事業、専門職員による人権相談業務などを通して市民への啓発を総合的に実施していきます。

### ②企業・事業者への人権啓発

企業・事業所については、従業員等への人権尊重の研修などを行うように要請するとともに、啓発資料や情報の提供、研修講師派遣などの支援に努めます。

また、採用にあたっては、公正な採用選考や雇用の機会均等が図られるように、国や県と連携しながら啓発を推進します。

### ③人権に関わりの深い職業従事者の人権研修

市職員、就学前教育や学校教育関係者、社会教育関係者、医療関係者、福祉関係者、消防職員など、人権に深い関わりをもつ職業に従事する人は、より一層人権意識の高揚に努め、職務にあたることが必要であり、重点的に人権研修を行い、自己啓発を促すとともに、職場研修が充実したものになるように積極的に支援を行います。



## ● 相談・支援の推進

市は市民の人権を擁護する使命を担っており、人権が侵害されたり、そのおそれがある人に対して、相談を受け解決のための助言を行うなど、人権を守り、回復するために国・県などの関係機関と密接な連携を図りながら、相談・支援・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に向けて施策の展開を図ります。



### 相談・支援体制の充実・強化

人権相談において的確な助言や指導ができるように、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、複雑化・多様化する人権相談に対応するため、人権ネットワークの構築を検討します。

### 擁護・保護機能の充実

#### ①権利擁護システムとの連携

高齢者や障害者が自立し、安心して地域生活が送れるように、高齢者虐待防止ネットワークの活用や成年後見制度など権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、人権擁護機関との連携を図り、権利擁護に取り組みます。

#### ②さまざまな人権課題への支援

疾病にかかっている人々などの人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現するために、関係機関と連携しながら、感染症まん延防止のための相談や検査、難病患者等の地域支援対策等を推進します。

### 専門機関との協力体制の推進

DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待などの被害の発生防止などに対して適切な対応ができるように、国・県（女性相談所、子ども・障害者相談センター等）、NPO等の民間支援団体などと密接に連携の強化を図り、協力体制を構築します。



## ● 分野別人権施策の推進方針

### 同和問題

同和問題の解決は私たちに課せられた重大な責務です。これまで取り組んできた成果と課題を踏まえ、あらゆる人権問題の解決につながるという視点に立ち、真に差別のない明るい社会を目指して、積極的に問題解決に向けて取り組んでいきます。

家庭、学校、地域、職場など地域社会が一体となって人権教育に取り組み、すべての人の人権が尊重される社会の構築と差別意識の解消を目指します。

### 女性の人権

男女平等の社会を実現するために、性別による役割分担意識を解消し、習慣やしきたりを男女共生の視点から見直し、女性が自己の能力を発揮できる機会を平等に得られるよう、あらゆる機会を通じて啓発を図ります。

女性に対する精神的、肉体的な暴力行為の根絶に向けた取り組みと気軽に相談できる体制を充実し、支援体制を強化していきます。

### 子どもの人権

すべての子どもたちが自らをかけがえのない存在として実感し、相手を尊重し、支え合えるような社会づくりを進め、心豊かな子どもを育てていくまちを目指します。

家庭、学校、地域社会が連携し、子育て家庭への支援を充実し、子育てしやすい環境をつくることで人権侵害の防止を図り、継続した見守り体制を充実していきます。

### 高齢者の人権

高齢者が地域社会の一員として役割を果たし、自らの意志に基づいて、何事にも自由に参加し、生きがいを持って自立できる社会づくりを目指します。

住み慣れた地域や家庭で安心した暮らしができるように、疾病予防・介護予防を推進し、より末永く健康な状態で自分らしく生活ができる支援や取り組みを図ります。また、高齢者の虐待防止など権利擁護のための取り組みを強化します。

## 障害者の人権

障害者の立場に立って理解と認識を深め、障害者が住みよい社会はすべての人にとって住みよい社会であることを認識し、地域や日常生活における「物理的なバリア（障壁）」と、障害者に対する差別や偏見など「心のバリア」のない社会づくりを進めていきます。また、障害者の社会参加と自立を図るために、在宅サービスや保険・医療体制の充実、権利擁護の推進、障害者教育の充実と雇用・就労対策を推進します。

## 外国人の人権

国籍や民族に関わらず外国人も地域に暮らす市民の一人として、偏見や差別のない地域社会を築いていくためには、一人ひとりが外国人の持つ文化、宗教、生活習慣等に対して寛容な意識を持ち、これらを尊重することが大切です。

諸外国の歴史、文化、生活習慣などの紹介や外国人とふれあう機会を提供することで人権意識の啓発に努め、外国人が生き生きと暮らせる共生社会づくりを目指します。

## 感染症（ハンセン病、HIV等）、難病患者等の人権

ハンセン病やHIV感染症、難病などは、発生の予防と患者や家族の人権の尊重を基本とし、一人ひとりが安心して社会生活ができる環境整備や適切な治療が受けられるよう努めます。また、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及・啓発を進め、関係機関と連携し、適正な医療の確保と人権相談などの支援体制整備に努めます。

## 情報化社会における人権

パソコンやインターネットなどの普及により、悪質な差別表現等の書き込みや個人情報の流出、プライバシーの侵害など、新たな人権問題も生まれています。

これらを利用する一人ひとりが、情報化社会がもたらす影響について確かな知識を身につけ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルを持つことができるよう啓発・普及活動に努めます。

## さまざまな人権

犯罪被害者に対する人権、刑を終えて出所した人の人権、野宿生活者（ホームレス）の人権、性同一性障害者の人権、アイヌの人々の人権、北朝鮮に拉致された人々やその家族の人権、中国からの帰国者の人権、ひきこもりの問題などさまざまな人権問題があります。このような人権問題に対して、あらゆる機会をとおして、人権意識の高揚を図り、差別や偏見のない施策の推進に努めます。

## ● 社会全体の取り組み体制づくり 人権施策を推進する地域ネットワークの形成

人権問題は、行政だけの施策で解決することは困難です。むしろ、地域社会が主体となって行動し、行政が支援していくというスタンスで進めることが解決への近道であるといえます。人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しつつ、連携を図ることで、有機的な結びつきを深め、生きた地域のネットワークを形成していきます。

### 人権擁護のためのセーフティネットの構築

庁内の相談窓口から関連各部署まで一体となった迅速な連絡・対応体制と、国・県など関係機関との連携体制の強化・充実を図ることで、人権侵害の問題に対して速やかに権利を回復できるように、人権擁護のためのセーフティネットの構築を目指します。

#### 紀の川市民憲章

- 一．ふるさとを愛し、教養を高め、新しい文化をつくります。
- 一．人権を尊重し、思いやり、たすけあい、笑顔とあいさつで和を広めます。
- 一．働くことに喜びを感じ、生きがいと希望に満ちた未来をひらきます。
- 一．趣味やスポーツを楽しみ、健康で、明るい家庭をつくります。
- 一．感謝と奉仕の気持ちを大切にします。

(平成18年11月1日制定)

#### 紀の川市人権尊重のまちづくり条例（抜粋）

##### （目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする。

#### 紀の川市人権施策基本方針（概要版）

(平成19年3月)



発行：和歌山県紀の川市

住所：和歌山県紀の川市西大井338

TEL 0736-77-2511(代表)

FAX 0736-77-4910

E-mail : k050300-001@city.kinokawa.lg.jp

<http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

紀の川市の「紀」の文字をシンボライズし、自然の豊かさに包まれた快適な都市をデザイン。  
市を象徴する「紀の川」の流れや澄んだ空気をイメージしたブルーを基調に、中心から交流の輪が広がる様子を描いています。